

令和3年4月から始まります！

建築士から建築主への 省エネ性能の説明義務制度

建築士から



ご提案中の住宅は
省エネ基準に
適合して
おります！

建築主へ



〈説明義務制度の概要〉

対象 : 300㎡未満の原則全ての住宅・非住宅（戸建住宅や小規模店舗等が対象）

説明者 : 建築士が建築主に説明

説明内容 : ①省エネ基準への適否

②（省エネ基準に適合しない場合）省エネ性能確保のための措置

※1 建築主が省エネ性能に関する説明を希望しない旨の意思を表明した場合は、説明不要です。

※2 マンションや分譲戸建住宅の購入時や賃貸住宅の賃借時において、売り主や仲介事業者に対して適用されるものではありません。

説明方法 : 書面

※3 説明に用いる書面については、建築士事務所の保存図書に追加される予定です。

まず、建築士をはじめとする関連事業者のみなさまは

全国で開催されている
制度説明会に
ご参加ください



制度や誰でも簡単にできる
省エネ計算
について、
ご説明
いたします



詳しくは、裏面をご覧ください



国土交通省

参加費
無料!

小規模(300㎡未満)の住宅・非住宅 (戸建住宅・小規模店舗等)の関連事業 者向け説明会を全国47都道府県で開催中!

※本説明会とは別に、中大規模(300㎡以上)住宅・非住宅の関連事業者様を対象とした説明会も開催しております。
各社様の業務内容に適した説明会にご参加ください。

説明会 の内容

1. 詳しい制度の内容とポイント
2. 省エネ基準・小規模住宅・非住宅の簡易な省エネ計算方法について
(新たに整備予定の簡易な計算方法のポイント等)
3. 住宅省エネ技術講習会(適正な断熱施工技術等の習得に向けた講習)

対 象

戸建住宅等の小規模住宅や、小規模非住宅の供給に携わっている方
(設計業者、施工業者、設備機器製造業者、エネルギー供給業者等)

開催期間

令和元年11月18日(月)～令和2年2月7日(金)

開催時間

13:30～16:45 ※会場により時間が異なる場合があります。

会場、日程、時間など
詳細はホームページで
ご確認ください



各地区の開催会場・日程・時間のご確認、お問合せ・お申込みはこちらから

<https://www.shoene.org/>



木活協 省エネ

検索

◆建築物省エネ法に関するサポート窓口◆

制度・省エネ基準に関するご質問は

省エネサポートセンター

[(一財)建築環境・省エネルギー機構]で受付けています。

メール: support-c@ibec.or.jp

FAX: 03-3222-6610

TEL: 0120-882-177 (平日9:30～12:00/13:00～17:30)

URL: http://www.ibec.or.jp/ee_standard/support_center.html



省エネサポートセンター

検索

※ご質問の前にホームページのFAQ(よくある質問と回答)をご確認ください。

http://www.ibec.or.jp/ee_standard/faq.html



設計・工事監理に関するご相談は

建築物省エネ アシストセンター

[(一社)日本設備設計事務所協会連合会]で受付けています。

メール: assist_center01@jafmec.or.jp

FAX: 03-5276-3537

TEL: 03-5276-3535 (平日10:00～12:00/13:00～16:00)

URL: <http://www.jafmec.or.jp/eco/#eco02>



※上記サイトにて、省エネ計算を引受可能な設備設計事務所のリストもあわせて公表しています。

※ご質問の前にホームページのFAQ(よくある質問と回答)をご確認ください。

https://www.jafmec.or.jp/wp_jafmec/wp-content/uploads/2018/03/HP_アシストセンターFAQ一覧.pdf

※電話番号はおかけ間違いのないようご注意ください。 ※なるべくFAX またはE-mailをご利用ください。
※改正内容や新たな基準・計算法については、説明会の配付資料や、下記国土交通省HPで公開されている内容
以外は現時点において未定です。ご意見・ご質問については、説明会で配布される質問
シートにてお願い致します。

